

国 地 契 第 7 8 号  
平成 2 9 年 3 月 8 日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官  
( 公 印 省 略 )

「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」の一部改正について

標記について、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

第 1 第 1 項本文中「昭和41年12月23日建設省厚第76号」を「昭和41年12月23日付け建設省厚第76号」に改める。

第 4 第 1 項第一号中「平成13年 3 月 30 日国官技第92号」を「平成13年 3 月 30 日付け国官技第92号」に、「官庁営繕部請負工事成績評定要領（昭和54年6月22日建設省営監第13号）」を「官庁営繕部請負工事成績評定要領（平成13年 3 月 30 日付け国営計第87号、国営技第33号）」に、「請負工事成績評定要領の改訂について（平成13年 3 月 30 日国港建第110号）第 5」を「請負工事成績評定要領（平成21年 3 月 31 日付け国港技第105号の 2）第 4」に改め、「当該工事の技術的難易度係数（請負工事成績評定要領第 5 の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき付した）の次に「別表19の技術的難易度係数の欄に掲げる」を加え、「別表19」を「別表20」に、「別表20」を「別表21」に、「技術提案及び簡易な施工計画」を「技術提案及び施工能力に係る資料」に、「ただし、簡易な施工計画を受け付けた工事の場合」を「ただし、施工能力に係る資料のみを受け付けた工事の場合」に改める。

別表 1 7 を次のように改める。

工事種別	換算係数
一般土木	0.11873
アスファルト舗装	0.11225
鋼橋上部	0.10751
造園	0.09062
建築	0.13118
電気設備	0.11773
暖冷房衛生設備	0.10284
上記以外の工種区分	0.11867

別表 1 8 を次のように改める。

工事種別	換算係数
一般土木	521.53
アスファルト舗装	570.22
鋼橋上部	572.62
造園	620.07
建築	604.22
電気設備	648.00
暖冷房衛生設備	726.13
上記以外の工種区分	559.86

別表 1 9 を次のように改める。

技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
技術的難易度係数	1.0	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0

別表20を次のように改める。

	工事請負金額	部局係数
当該地方支分部局 が発注した工事	全工事	1.0
他の地方支分部局 又は官庁営繕部が 発注した工事	2億円以上	1.0
	2億円未満	0.5

別表21を次のように加える。

実績工事	直近係数
直近2年以内の完成工事	2.0
直近2年超4年以内の完成工事	1.0

#### 附 則

この通知による改正後の工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領は、平成29年度以降に締結する工事請負契約に関する事務処理について適用する。